九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘 様

川内原子力発電所 1, 2 号機の特別点検等 に関する要請書

> 令和3年10月19日 鹿 児 島 県

川内原子力発電所 1, 2号機の特別点検等に関する要請

貴社におかれては、去る10月14日に、川内原子力発電所について原子炉等規制法に基づく運転期間延長認可申請に必要な特別点検を行うことを発表され、1号機については10月18日から特別点検を開始し、また、2号機についても来年2月下旬に開始予定とされているところです。

当県としては、川内原発の運転期間延長については、県民の生命と暮らしを守ることを基本に、「原則40年」との認識の下、特例的な取扱いの可否について、県原子力安全・避難計画等防災専門委員会において科学的・技術的な検証を徹底的に行い、貴社及び原子力規制委員会に対し、厳正な対応を要請してまいりたいと考えており、今般の貴社による特別点検実施を受け、県専門委員会の委員構成を早ければ年内にも見直した上で、検証を進めていくこととしております。

つきましては、特別点検の実施や当県の検証等に関する下記の事項について適切に対応していただきますよう要請します。

記

- 1 特別点検等の入念かつ十分な実施について 特別点検等については、原子炉等規制法等に基づき、入念かつ十分に 実施すること。
- 2 県民に対する情報提供について 特別点検等の実施内容等については、県民に対し、積極的に適時かつ 分かりやすい情報提供を行うこと。
- 3 検証作業への協力について

当県原子力安全・避難計画等防災専門委員会において、特別点検の実施結果や原子炉等の劣化状況評価等の内容について十分に説明するなど、専門委員会の検証作業に全面的に協力すること。

令和3年10月19日

鹿児島県知事 塩田 康一